新座市

幼児教育・保育無償化の手続について

私学助成幼稚園を希望する方向け

新座市内在住で私学助成幼稚園を利用希望する方向けの幼児教育・保育の無償化手続のご案内です。(※新制度移 行幼稚園及び認定こども園(教育)を利用希望の方は手続が異なります)

<市内幼稚園の施設類型> ※市外の園は各自治体に確認してください。

施設類型	幼稚園名		
新制度移行幼稚園	第一新座幼稚園、こばとの森幼稚園、明彩幼稚園、わかのび幼稚園、 片山幼稚園、十文字女子大附属幼稚園(左記2園はR7年度から移行)		
私学助成幼稚園	かきの木幼稚園、美鈴幼稚園、大和田し	らかば幼稚園、なみきの幼稚園	
認定こども園	第二新座幼稚園(教育利用)	第二新座幼稚園(保育利用)	

(1) 入園の申込み

入園の申込みは希望する施設に直接行ってください。申請時期や必要書類は、施設により異なります。 ご自身で確認をお願いします。

(2)無償化の対象となるために必要な認定を確認 (p. 2参照)

幼児教育・保育の無償化を受けるためには、新座市から認定を受ける必要があります。 p. 2を参照し 必要な認定を確認してください。(家庭状況や施設の利用時間により必要な認定が異なります)

(3)各種認定の申請 (p.3参照)

認定の申請を利用開始日より前に行ってください。申請先は、原則、利用を希望する施設となります。

【預かり保育を利用する方のみ】

施設等利用費(預かり保育利用料金)の請求 (p.4参照)

預かり保育利用料は、保護者が利用施設に一旦利用料を支払い、後日、市から保護者に返還する 「償還払い」で給付します。預かり保育利用料の返還を受けるために必要な手続となるため、 p.4を参照し、申請時期に必ず手続を行ってください。

入園後の変更手続 (p.5,6参照)

入園後に家庭状況や保育の必要性の事由等に変更があった際に必要な手続です。

- ・世帯状況等に変更が生じた場合 ・退園予定の場合 ・保育の必要性が新たに生じた場合
- ・保育の必要性がなくなった場合 ・保育の必要性の事由に変更が生じた場合

新座市役所2階 保育課 入所係

住所: 〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号

電話:048(477)2779(直通)



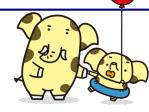
園

入

後

の

手 続



■ I 幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴い、私学助成幼稚園を利用されている満3歳から5歳児(小学校就学前)までの子どもの利用料が無償化の対象となります。

また、「保育の必要性(下部参照)」がある世帯は、預かり保育利用料についても無償化の対象となります。

<無償化の対象>

無償化の対象	対象者	無償化上限(月額)	給付方法
教育時間利用料	満3歳以上の全園児	25, 700円	(市⇒幼稚園) 市から各施設へ利用費を支給します。 ※差額分のお支払いが発生する場合があります。
預かり保育利用料	保育の必要性がある 3歳児クラス以上の園児 保育の必要性がある 満3歳児クラスの園児	実際の利用日数×450円 (月額上限額:11,300円) 実際の利用日数×450円 (月額上限額:16,300円)	(市⇒保護者) 保護者が利用施設に一旦利用料を支払い、 後日、市から保護者に返還する【償還払い】 となります。
	(非課税世帯のみ)		

- ※ 教育時間利用料が25,700円を上回る場合は、保護者の負担となります。給付により、利用料の負担は軽減されますが、 園ごとに保育料の設定が異なるため、保護者の支払額も園ごとに異なります。
- ※ 実費で徴収している費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象とならず、保護者負担となります。詳細については、各園にご確認ください。

(食材料費のうち、副食費は無償化の対象となる場合があります。→詳しくはp.7参照)

保育の必要性とは? ——

保護者全員が保育をできない状態(下表の「保育の必要性の事由」)に該当していること)を、「保育の必要性がある」といいます。

保育の必要性の事由	認定期間
月52時間以上かつ月12日以上の就労(自営業、内職、就職予定者等含む。) ※週3日の契約可	事由による必要な期間
下の子の妊娠・出産	出産月を含む前後2か月 (5か月以内)
就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)している場合	事由による必要な期間 (卒業・修了予定日が属する月の 月末まで)
保護者の疾病、障がいにより保育が困難な場合	事由による必要な期間
同居又は長期入院等している親族の介護、看護をしている場合	事由による必要な期間
求職活動(起業準備含む)を行う場合	開始後、最長3か月

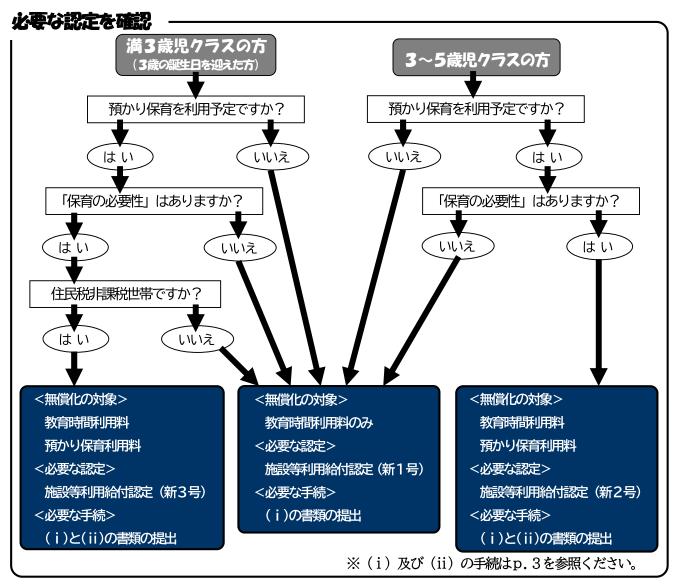
- ※ 条件を満たす場合に限り、育児休業を保育の必要性の事由とすることができます。
- ※ 保育の必要性の事由が就労の場合、月52時間以上かつ月12日以上の勤務が要件となります。 (例:月12日(週3日)契約の場合、1日4時間20分以上の就労が必要になります。) 就学や介護・看護についても同様の基準となります。基準を満たしていない場合、「保育の必要性あり」 と判断されませんのでご注意ください。

<無償化の対象となるためには>

無償化の対象となるためには、利用時間や家庭状況に応じて各種認定を受ける必要があります。 認定の種類により、対象となる無償化の範囲が異なります。

認定の種類	認定区分	保育の必要性	年齢(クラス)	その他要件	無償化の対象
施設等利用給付認定	新1号	不要	満3歳以上	_	教育時間利用料のみ
施設等利用給付認定	新2号	要	3歳児クラス以上	_	教育時間利用料 + 預かり保育利用料
施設等利用給付認定	新3号	要	満3歳児クラス	市区町村民税非課税世帯のみ	教育時間利用料 + 預かり保育利用料

- ※ 預かり保育利用料が無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定の新2号または新3号を受ける必要があります。新2号または新3号認定は 保護者全員が「保育の必要性の事由」のいずれかに該当する場合、認定を受けることができます。
- ※ 預かり保育を利用していても「保育の必要性がない」場合は、施設等利用給付認定(新1号)となり、 預かり保育利用料は無償化の対象となりません。
- ※ 満3歳児クラスに通われる方については、保育の必要性に加え市区町村民税非課税世帯である場合のみ 「施設等利用給付認定(新3号)」を受けることが可能です。保護者(父母)が市区町村民税非課税であっ た場合でも、同居している祖父母の市町村民税が課税されていると無償化の対象外となることがあります。



■ II 認定の交付申請の流れ 自身

自身に必要な認定はp.2「必要な認定を確認」を参照ください。

私学助成幼稚園を利用予定の満3歳から5歳児クラスまでの子どもは、入園前に下記手続が必要です。 各種認定を受けることにより、無償化の対象となります。

申請書類は、対象の幼稚園または新座市保育課窓口、市ホームページで取得できます。

1 認定申請

提出先 申請書の提出先は利用予定の幼稚園です。市保育課に直接申請 (郵送可) することもできます。

提出時期 原則、認定希望日より前に提出が必要です。(4月入所の方は別途締切を設定) 遡って認定を行うことができないため、前もって申請をお願いします。

<各種認定の必要書類>

※ ★の書類については、市指定様式のみの受付となります。各種様式はホームページよりダウンロード可能です。

(i)【全園児】

(1) 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書★

(ii)【新2号または新3号認定を取得希望の方】

(1) 保育の必要性の事由に応じた書類(下表参照) ※保護者全員分の提出が必要です。

保育の必要性の事由		認定期間	
月52時間以上	【被雇用者】	(1) 就労証明書★ (就労内定の場合はその証明を受けてください。)	事由による必要な期間
かつ 月12日以上の就労 ※週3日の契約可	【自営業者】 (自宅外自営、親族経 営等の自営を含む)	(1) 就労証明書★(2) 就労状況申告書★(3) 自営業の証明となるもの (例:直近の確定申告書、営業許可証、開業届等)	事由による必要な期間
出産前後の方(出産月 の前後2か月に限る)	(1) 母子健康手帳の写し(氏名が記載された表紙) (1) 母子健康手帳の写し(分娩予定日記載のページ)… 新座市の場合4ページ		出産月を含む前後 2か月(5か月以内)
学校に在学中の方	(1) 在学証明書(学生証、合格通知書等)の写し(在学期間がわかるもの) (2) 1週間の授業日数 及び 時間が分かる書類(授業のカリキュラム等)		事由による必要な期間 (卒業・修了予定日が属 する月の月末まで)
病気・障がいの方	(1) 診断書★ 又は 障がい者手帳の写し		事由による必要な期間
介護・看護している方	(1) 介護・看護状況申告書★(2) 被介護者・看護者の診断書(様式任意)または 障がい者手帳の写し		事由による必要な期間
求職中の方	(1) 求職活動状況申告書兼就労誓約書★		開始後、最長3か月

(2) 市区町村民税課税(非課税)証明書 ※該当の満3歳児クラスの方のみ提出が必要(下表参照)です。

対象者	必要な書類
昨年の1月1日時点で新座市に住民登録がない満3歳児クラスの方 (昨年の1月2日~今年の1月1日の間に新座市へ住民登録を行った方)	【以下1点の書類の提出が必要です】 ・昨年度の市区町村民税課税(非課税)証明書
今年の1月1日時点で新座市に住民登録がない満3歳児クラスの方 (今年の1月2日の以降に新座市へ住民登録行った方)	【以下2点の書類の提出が必要です】 ・昨年度の市区町村民税課税(非課税)証明書 ・今年度の市区町村民税課税(非課税)証明書

- ※ 税資料は対象年度の1月1日時点の住居地である市区町村で取得してください。
- ※ 今年度の証明書は本年6月以降に各市区町村で発行可能です。詳しくは各市区町村にお問合せください。

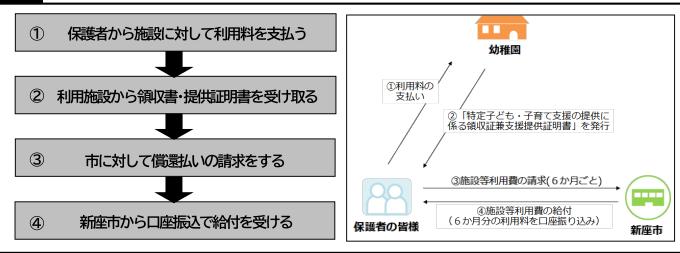
2 決定通知の交付

申請書類提出後、市が認定を行い、「施設等利用給付認定通知書」で通知します。通知書は、原則、申請書受理日から30日以内に交付することとされていますが、4月から認定を開始される方は事務の手続の都合上、2月下旬頃に通知書を郵送します。

■ Ⅲ 預かり保育利用料の給付申請について

預かり保育利用料の給付方法については、**年2回(6か月ごと)の償還払い**となります。対象の期間に請求を 行っていただくことで、指定の口座に利用料金を返還します。請求書等は、請求時期になりましたら利用施設を 通じて配布します。

1 請求の流れ



2 請求方法

請求・給付スケジュール例

請求対象月	請求の締切	支給時期
4月~9月分	10月15日 ※	12月中旬頃
10月~翌年3月分	4月15日 ※	5月末頃

※ 最終締切日は請求書を新座市役所保育課へ提出する場合の締切日となります。各幼稚園で取りまとめる場合、 施設により締切が異なります。また、15日が閉庁日の場合、翌開庁日が締切日となります。

必要書類

- ① 施設等利用費請求書(償還払い用)★
- ② 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証 兼 支援提供証明書★

請求書提出先

通園している幼稚園又は新座市役所保育課(郵送可)

<留意事項>

- ◆ 「施設等利用費請求書(償還払い用)幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業の 施設等利用費」については、新座市役所保育課窓口又は市ホームページで入手できるほか、各幼稚園にも 配布しております。
- ◆ 無償化の対象となるのは、教育に要する費用のみです。実費徴収である日用品、文房具、行事参加費、 食材料費、通園送迎費等に係る費用は無償化の対象外となります。
- ◆ 認可外保育施設等の利用については3か月ごとの請求としておりますが、幼稚園の預かり保育の利用もある場合は、両施設での利用分を合わせて請求書の審査をする必要があるため、幼稚園預かり保育利用料の請求スケジュールと同様に6か月ごとの支払いとなります。

< 現況確認 > ※新2号認定または新3号認定の方、年に1度実施

子ども・子育て支援新制度に基づき、世帯状況等に変更がないか確認するため、年に1回(毎年9月頃)の 現況届の提出が必要です。

「施設等利用給付新2号または新3号認定」を受けている方は、保育の必要性を確認する必要があることから、該当の保育の必要性の事由にそった書類(就労証明書等)の提出が必要となります。

詳しい手続については、9月上旬頃に利用施設を通して必要書類を配布しますので、その際に併せてお知らせします。

「施設等利用給付新1号認定」を受けている方は、世帯状況等に変更がある場合は下記の<各種変更手続> を行うことで現況届の提出を省略しております。

< 各種変更手続 >

認定の申請後または入園後に、該当の項目に変更が生じる場合、速やかに各種手続を行ってください。 なお、各種手続は、原則、申請書提出日より遡っての変更はできませんのでご注意ください。

- ※ 各種手続はホームページでもご案内しております。併せてご確認ください。
- ※ 各種提出書類のうち、★のマークの付いた書類は新座市指定の様式を使用してください。

提出先

新座市保育課(郵送可)または利用施設 ※ 一部手続は保育課窓口でのみ可能

(施設により提出できない場合もあります。利用施設にご確認ください。)

提出時期

原則、変更が生じる日より前に手続を行ってください。

提出書類によっては、変更日より後に提出が必要な書類があります。

(例:復職証明書、育児休暇等取得証明書)



【世帯状況等に変更が生じた場合】

下記変更事由に変更が生じた場合、該当の必要書類の提出をお願いします。

変更事由	必要書類
住所が変わったとき	・施設等利用給付認定変更届★ → 『 ② 住所変更 』を記入
氏名、連絡先が変わったとき	・施設等利用給付認定変更届★ → 『 ⑨ その他 』に変更事項を記入
婚姻したとき	・施設等利用給付認定変更届★ → 『 ③ 世帯員変更 』を記入 ・新たな配偶者の税書類 ※ ・新たな配偶者の保育の必要性の事由に応じた書類 ※預かり保育利用料金の無償化対象者のみ
その他世帯員の変更(離婚、同居等)	・施設等利用給付認定変更届★ → 『 ③ 世帯員変更 』を記入
申請を取り下げるとき	・保育課へ連絡(Tel:048-477-2779)

【退園予定の場合】

必要な手続

施設等利用給付認定変更届★ の提出

→『① 退所(園)』に退園予定日を記入、継続入所を「希望しない」に丸をする。

◆現在、『施設等利用給付認定』新1号認定のみ受けている方

【保育の必要性が新たに生じた場合】

『施設等利用給付認定新2号または新3号認定』の取得手続が必要となります。この認定を受けることにより、預かり保育利用料が無償化の対象となります。

必要書類 (1) 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書★

(2) 保育の必要性の事由に応じた書類 (p.3参照)

提出期限 認定変更の希望日より前 ※申請書の提出日より遡っての認定は行えません。

◆現在、『施設等利用給付認定』 新2号または新3号認定を受けている方

【保育の必要性がなくなった場合】

現在、『施設等利用給付認定新2号または新3号認定』を受けている方で、「保育の必要性の事由」に該当しなくなった場合や預かり保育が必要なくなった場合の手続となります。

必要書類 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書★

提出期限 認定変更の希望日より前 ※申請書の提出日より遡っての認定は行えません。

【保育の必要性の事由に変更が生じた場合】

預かり保育利用料の無償化を受けている方で「保育の必要性の事由」に変更が生じた場合の手続となります。

変更事由	申請時期	必要書類
就労・勤務先を変更するとき 勤務時間勤務日数の変更が生じる場合	変更後2週間	・施設等利用給付認定変更届★ → 『 ④ 就労状況変更 』を記入 ・就労証明書★ ※自営の場合 … 就労状況申告書★、自営の証明書類の写し
離職したとき	退職日まで	・施設等利用給付認定変更届★ → 『 ⑤ 離職 』を記入 ・就労誓約書★ (窓口のみ対応)… 求職活動予定なしの場合不要
出産するとき	事前	・施設等利用給付認定変更届★ → 『 ⑥ 出産予定 』を記入 ・母子手帳の写し(氏名が記載された表紙) ・母子手帳の写し(分娩予定日記載のページ)… 新座市の場合4ページ
育児休業を取得するとき (就労規則上に規定がある場合)	出産日から2か月 を経過するまで	・施設等利用給付認定変更届★ → 『 ⑦ 育児休業取得 』を記入 ・育児休暇等取得証明書★ ※出産後に証明を受けてください。
出産後、8か月以内に就労 (出産が理由で会社の事情等により離 職し、出産後8か月経過までに就労の 意思がある場合)	出産日から2か月 を経過するまで	・施設等利用給付認定変更届★ → 『 ⑤ 離職 』を記入 『 ⑨ その他 』出産日及び出産により離職した旨を記入 ・出産後就労誓約書★ (窓口のみ対応)
 産休・育休から復職するとき	復職前月末まで	・施設等利用給付認定変更届★ → 『 ⑧ 産休・育休からの復職 』を記入
※必要書類を2回に分けて提出してください。	復職後2週間	・復職証明書★ ※復職日以降に証明を受けてください。
疾病、障がい要件へ変更するとき	事前	・施設等利用給付認定変更届★ → 『 ⑨ その他 』を記入(例: 父 就労→疾病へ変更 ○月○日から) ・診断書★ 又は 障がい者手帳の写し
介護・看護要件へ変更するとき	事前	・施設等利用給付認定変更届★ → 『 ⑨ その他 』を記入(例: 父 就労→介護へ変更 ○月○日から) ・介護・看護状況申告書★ ・被介護者の診断書(任意の様式で可) 又は 障がい者手帳の写し

- ※ 育児休業への変更は、出産以前から「保育の必要性の事由(求職を除く)」に該当し、施設等利用給付認定を受けていた場合に限ります。
- ※ 出産後、8か月以内に就労の事由は、原則、退職日から出産日が2か月程度の方が対象です。
- ※ 誓約書(網掛け部分)を伴う届出は、保育課窓口でのみ手続可能です。

■ V 副食費の減免について

食材料費のうち、副食費については、年収360万円未満相当世帯または小学校第3学年までの子どもから順に数えて第3子以降の子どもは月額4,800円を上限に補助の対象となります。

副食費の給付方法は、年2回の償還払いとなります。対象の期間に申請を行っていただくことで、指定の口座に利用料金を返還します。申請書等は、申請時期になりましたら該当の保護者へ市から郵送します。

【対象世帯の所得判定】

年収360万円未満相当の世帯の判定は、市区町村民税所得割課税額の保護者の合計により判定します。 なお、毎年9月に副食費免除対象を決定する基準となる課税年度の切替があります。

対象月	算定根拠
4月から8月まで	前年度市区町村民税所得割課税額の世帯合算額から対象世帯を判定
9月から翌年3月まで	今年度市区町村民税所得割課税額の世帯合算額から対象世帯を判定

- ※ 同居する祖父母等がいる場合、父母の所得状況によっては、祖父母等の市区町村民税額から判定する場合があります。
- ※ 算定根拠となる年度の1月1日時点で新座市外にお住いであった場合は、課税(非課税)証明書 (前住所地の市区町村民税担当課で取得可能)の提出が必要です。
- ※ 未申告や扶養の追加等で申告を修正された場合は、判定が変わる可能性があるため保育課幼稚園担当まで御連絡ください(自動で修正はされません。)。

<給付・申請方法>

副食費の給付方法は、年2回(6か月ごと)の償還払いとなります。対象の期間に請求を行っていただくことで、 指定の口座に利用料金を返還します。請求書等は、申請時期になりましたら該当の保護者へ市から郵送します。

請求・給付スケジュール

対象月	申請書送付	申請書の提出締切	給付時期
4月~8月分	8月中旬頃	9月末頃	11月下旬頃
9月~翌年3月分	3月中旬頃	4月中旬頃	5月下旬頃

■ VI ひとり親世帯の認定について

施設等利用給付認定において、離婚が成立していないものの実質的にひとり親の状況にある家庭を支援するために、 手続をすることでひとり親世帯として認定します。該当する場合は下記の手続をお願いします。

1 ひとり親世帯と認定するための要件(次の全てを満たす世帯)

- (1) 離婚調停中・離婚裁判中であること
- (2) 父母が別居していること

2 手続に必要な書類

- (1) ひとり親であることの申立書(市のHPからダウンロードできます。)
- (2) 離婚調停中・離婚裁判中であることがわかる書類
 - ア 調停期日通知書等の写し (離婚調停中の場合)
 - イ 離婚裁判関係書類の写し(離婚裁判中の場合)

3 ひとり親世帯として認定を適用する手続

- (1) 副食費免除対象者の判定
- (2) 施設等利用給付新2号及び新3号の認定(預かり保育の無償化)